野田村いじめ防止基本方針

平成27年10月 **野田村**



I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. 策定の目的

野田村(以下「村」という。)におけるいじめのない社会に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、村立小中学校(以下「学校」という。)、家庭、地域、村その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、村におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下、「いじめ防止等」という。)の基本的な方針を示すものとして、「野田村いじめ防止基本方針(以下、「村基本方針」という。)を定める。

2. いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【重大事態】(法第28条1項)

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めるとき。

3. いじめの認知に関する考え方

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、児童生徒は成長の過程で様々な失敗を経験するが、その中にはいじめに該当するものがしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは児童生徒だけで解決に至ることも多々あり、大人が適切にかかわりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることが大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握(いじめの認知)し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

4. いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- (1)いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての児童生徒にかかわる問題であることに鑑み、児童生徒が尊重し合い、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないことを旨として行われなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという決意のもと、児童生徒が主体的にいじめの問題を克服することができる力の育成を目指して行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護を何よりも優先するものとし、村、学校、保護者、村民及び関係機関等が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1. 村(教育委員会を含む)における施策

(1) すべての教育活動を通じた心の教育の充実

児童生徒の自己肯定感を高め、互いの人格を尊重し合える態度の育成を図るため、学校の教育活動全体で行われる道徳教育や、児童生徒が学級活動や児童会・生徒会活動で自主的に行う、いじめ防止等のための活動を支援する。

なお、直接的にいじめ防止を目的とする活動だけでなく、野田村小中連携教育における合同取組のあいさつ運動や合同実践の小・中学生の交流授業等も含む。これらの活動は、児童生徒の自尊感情の醸成に資するものであり、互いの人格を尊重し合える態度の育成につながるものである。

(2)「学校いじめ防止基本方針」によるいじめ防止等の推進

学校いじめ防止基本方針による,いじめ防止等の取組を行ううえでの課題等について,学校訪問や学校の研修会等において,教育委員会指導主事が具体的,実践的な指導等を行う。

(3) いじめの早期発見及び実態把握の取組

学校が、学校いじめ防止基本方針に基づき実施する定期的な調査の他に、児童生徒を対象に心理 検査を実施する。学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度による客観的なデー タをもとに分析を行い、いじめの早期発見及び児童生徒の実態把握に努める。

(4) いじめに係る相談を行うことができる体制づくり

児童生徒及び保護者,村民に,教育委員会事務局学校教育班担当の連絡先を周知し,随時相談を受け入れる体制を整える。(電話 0194-78-2936)

(5) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携(法第14条1項)

法第 14 条 1 項の規定を踏まえ、すでに設置している「野田村生徒指導連絡協議会」において、いじめ防止等に係る協議を重点項目として加える。

なお、本協議会は、野田小・中学校の副校長、生徒指導主事、養護教諭、久慈工業高等学校の生徒指導主事、久慈警察署野田駐在所長、教育委員会教育長、生涯学習文化スポーツ班総括主査、指導主事で構成するものである。

(6) 教育委員会の附属機関の設置(法第14条3項)

野田村生徒指導連絡協議会との連携のもと、いじめ防止等のための対策を実効的に行うために、 その必要が認められる場合に、法第 14 条 3 項に基づき、野田村教育委員会に専門的知識を有する 外部人材等からなる附属機関を設ける。

2. 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、自校の実情に応じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などについて具体的、実践的な対策を講じるために、学校いじめ防止基本方針を定める。

また、学校いじめ防止基本方針については、学校の生徒指導の全体計画の中に適切に位置付ける ほか、児童生徒、保護者、地域に対しても積極的に公表し、その理解を得るよう努める。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第 22 条の規定に基づき、いじめ防止等に向けて組織的かつ実効的な対応を行うために、管理職、生徒指導主事、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭等からなる校内組織を置く。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門知識を有する外部人材も構成員に含める。

(3) 体制整備と校内研修等の充実

いじめは、教職員が気付きにくい形で行われていることに留意し、児童生徒のわずかな変化やいじめの兆候を見逃さないよう教職員間の情報共有を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを

認知するための体制づくりを行うとともに、いじめ防止等についての研修等の充実を図る。

(4) いじめの未然防止

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは決して許さない」という意識を教職員はもちるん、児童生徒にも徹底し、いじめを許さない学校・学級づくりを進めていかなければならない。 そのためには、いじめ防止等に係る教職員一人一人の意識やいじめ対応のスキルを高めるような研修の実施や、児童生徒が「安心・安全な学校」に向けて主体的に取り組むような手立てを講ずることが不可欠である。

(5) いじめの早期発見

いじめは「どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものであること」、そして、「誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであること」という考え方を踏まえ、いじめを早期に発見し、長期化、深刻化、複雑化させないようにする取組を進めなければならない。

そのために、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整え、丁寧に児童生徒の状況を把握したり、児童生徒や保護者との信頼関係を日常的に築いたりすることが不可欠である。

- (6) いじめを認知した場合の措置
- ① いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を第一に守る。
- ② いじめを認知した場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認 や初期対応を組織的に行うとともに、その内容を教育委員会に報告する。
- ③ いじめの解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒とその保護者への対応に、真摯に取り組む。
- ④ 関係児童生徒や保護者への支援,指導及び助言は,必要に応じて,心理,福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら,教育的な配慮にも基づいて継続的に行うとともに,いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることがないよう,当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。
- ⑤ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、警察署と 連携するなどして対応すると同時に、教育委員会に報告する。また、児童生徒の生命、身体又は 財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められるときは、直ちに警察に通報し、適切に対処す る。

3. 保護者の役割

- (1)保護者は、児童生徒の教育に第一義的な責任があることを認識し、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを理解させるよう努める。
- (2) 保護者は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切にいじめから保護する。日常的に子どもと向き合うことを大切にし、子どもが安心して話のできる親子関係を築くとともに、子どもの些細な変化を見逃さないよう努める。気になることがある場合は、学校または教育委員会に相談する。
- (3) 保護者は、村、学校が講ずるいじめ防止等のための対策に協力するよう努める。

4. 村民の役割

- (1) 村民は、地域の子どもとのふれあいや交流を通して子どもに関心をもち、子どもの表情や言動を見守る。気になることがあれば、声掛けや学校等へ連絡する。
- (2) 村民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、学校、教育委員会又は関係機関等に情報を提供するよう努める。
- (3) 村民は,村,学校が行ういじめ防止等のための対策に協力するよう努める。

Ⅲ 重大事態への対応

1. 教育委員会または学校による調査

- (1) 学校は, 重大事態が発生したときは, その旨を教育委員会に報告する。教育委員会はこれを村長に報告する(法第30条1項)。教育委員会は, 学校からの報告を受け, その調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。
- (2)教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための公平・中立な調査を実施する(法第28条1項)。

【学校が主体となって行う場合】

学校が組織している「いじめ防止等のための校内組織」を母体として、学校運営委員、PTA 役員、学校医など、学校職員以外の委員を加えるなど、公平・中立な調査ができるよう「いじめ 問題調査委員会(仮)」を設置する。

【教育委員会が主体となって行う場合】

法第14条3項により,教育委員会に設置される附属機関を,調査を行うための組織とする。 ただし,その構成員は学識経験者等の専門知識及び経験を有するものであって,当該いじめ事案 の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者について,外部の専門機関からの推 薦等により参加を図り,当該調査の公平性・中立性を確保する。

- (3)教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条2項)、提供に当たっては他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。
- (4)教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う(法第28条3項)。
- (5) 教育委員会又は学校は、法第28条1項の規定による調査の結果について、村長に報告する。

2. 重大事態の報告を受けた村長の再調査等

- (1) 村長は、法第28条1項の規定により、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により再調査を行う(法第30条2項)。
- (2) 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- (3) 村長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する(法第30条3項)。
- (4) 村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる (法第30条5項)。

Ⅳ その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1. 村基本方針見直しの検討

村は、いじめ防止等に関する施策や学校の取組、重大事態の対処等、村基本方針が適切に機能 しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を 講じる。

2. 学校の基本方針と校内組織

教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針及び校内組織について、見直し等が必要な場合は、指導・助言を行う。

3. 各種関係機関相談窓口の周知

<各種関係機関相談窓口>

○ふれあい電話 野田村教育委員会・・・・・0194-78-2936
○久慈警察署野田駐在所・・・・・・・・・・0194-78-2161
○岩手県立総合教育センター ふれあい電話・・・・0198-27-2331
○岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・・・・・019-623-7830
メール相談アドレス・・・・・・・fureai@pref.iwate.jp
○全国共通24時間いじめ相談ダイヤル・・・・・0570-078310
○自殺予防いのちの電話(日本いのちの電話連盟)・・0120-738-556
○子どもの人権110番(法務省)・・・・・・・0120-007-110